（別紙様式２－参考）

さくら市経営活性化支援事業補助金 補助対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 経費区分 | 内容 |
| １．機械設備等購入費 | 事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費  ※「店前景観整備推進事業」又は「売上アップ店内改修モデル事業」何れかの採択を受け作成されたモデルデザインを使用した申請の場合は、それを再現するために必要な備品等の購入に要する経費 |
| ２．広報費 | パンフレット・ポスター・チラシ等を作成するため、および広報媒体等を活用するために支払われる経費 |
| ３．展示会等出展料 | 新商品等を展示会等に出展または商談会に参加するために要する経費 |
| ４．旅費 | 事業の遂行に必要な情報収集（単なる視察・セミナー研修等参加 は除く）や各種調査を行うため、および販路開拓（展示会等の会場との往復を含む）等のための旅費 |
| ５．開発費 | 新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費 |
| ６．書籍等購入費 | 事業遂行に必要不可欠な図書等を購入するために支払われる経費 |
| ７．賃借料 | 事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費 |
| ８．講師等謝金 | 事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費 |
| ９．業務委託料 | 上記１．から 8．に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査等についてコンサルタント会社等を活用する等、自ら実行することが困難な業務に限ります。） |
| 10．外注費 | 上記１．から 11．に該当しない経費であって、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装等、自ら実行することが困難な業務に限ります。） |
| 11．雑役務費 | 事業遂行に必要な業務・事務を補助するために補助事業期間中に臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費として支払われる経費 |